

福島県復興計画（たたき台）

i 具体的取組みと主要事業

- 応急的対応 P 1
- 原子力災害対応 P 2 2

1 緊急的対応

(1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

本県は、地震、津波、原子力発電所事故による被害が広範かつ甚大であったことから、再建にはかなりの期間を要することが想定される。そのため、インフラ復旧はもとより、被災者の住居、雇用、医療・福祉などの応急的復旧・生活再建支援についても、今後の円滑な復興につなぐための重要な要素として復興ビジョンの中に位置づけ、復興の基本である一人一人の生活基盤の再建に取り組む。

また、東日本大震災では、原子力災害に伴う避難指示等により、浜通りの多くの町村が役場機能を県内外に移転しているなど、被災市町村が自治体として行政事務を行う上で重大な障害を負うことになった。こうした中で、被災市町村が行う復旧・復興に係る取組みに対して、県は、広域自治体として最大限に支援する。

さらに、避難住民や被災町村の役場機能を受け入れた市町村についても、被災した住民や役場に対する支援を行う上で、平常時では想定されない様々な課題を持つようになることから、これらの市町村に対し支援する。

原子力災害への対応については、国が最後まで責任を持たなくてはならないが、収束時期が明確となっていないことから、原子力発電所事故の収束状況を踏まえて、放射性物質に汚染された環境の浄化や廃棄物の処分など、適時適切に対応していく。

① 被災者住居の確保と幅広い生活支援・心のケア

- 被災者に対して義援金などの迅速な支給、住居環境の整備を行う。
- 仮設住宅地における高齢者などの介護体制の充実を図る。
- 子どもたちが安心して活動できる体制づくりを行うとともに、県民の心のケアを推進する。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア)	融資などによる被災者の生活支援	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 資金貸付関係経費 ○ 災害救助法による救助 ○ 被災者生活再建支援資金による支援 ○ 義援金の配分
(イ)	被災者ニーズを踏まえた居住環境の整備	県 市町村							<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害救助法による救助 ○ 避難住民の住宅対策事業 ○ 応急仮設住宅維持管理事業 ● 一部損壊した住宅を補修するための補助事業
	被災した公営住宅の復旧	県 市町村							○ 県営、市町村住宅災害復旧事業
	被災した県有建築物の復旧	県							○ 被災した県有建築物の復旧のための技術支援
	被災住宅の再建・補修などの相談体制の確保	県							○ 被災住宅相談支援事業
(ウ)	仮設住宅におけるコミュニティの確保の支援	県 市町村							● 避難地域等のコミュニティ再生を支援するための事業
	高齢者等サポート拠点の設置	県							○ 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業
	仮設住宅の快適な居住環境の整備	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民の住宅対策事業 ● 仮設住宅の居住環境調査と再利用手法調査
(エ)	学校、事業所、地域における県民の心のケアの推進および仮設住宅における癒しの空間づくり	県 市町村							<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールカウンセラー等緊急派遣事業 ○ 自殺対策緊急強化基金事業 ○ ハートウォームプラン ○ アウトリーチ推進事業 ○ 被災者の心のケア事業 ○ 子ども心のケア事業 ○ 被災乳幼児と家族の心のケア事業

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
資金貸付関係経費	生活福祉資金（緊急小口資金・生活復興支援資金）や漁業経営対策特別資金の貸し付けを行う。
災害救助法による救助	避難所、応急仮設住宅、民間借上げ住宅の供与など、必要な救助を行う。
被災者生活再建支援資金による支援	財団法人都道府県会館被災者生活再建支援基金部へ拠出した金額
義援金の配分	福島県、日本赤十字社等に寄せられた義援金について、義援金配分委員会等で定められた基準により、市町村を通じて被災者へ配分する。
避難住民の住宅対策事業	応急仮設住宅等の供与や、仮設住宅利便性向上支援（バリアフリー改修等）、借上げ住宅入退去支援について行うもの。
応急仮設住宅維持管理事業	快適性保持のための修繕。共同設備（浄化槽等）の維持管理支援 瑕疵・修理等を行う。また、住民からの住宅本体等に関する苦情等に対応する応急仮設住宅管理センター設置等を行う。
県営、市町村住宅災害復旧事業	東日本大震災で被害を受けた県営住宅の復旧を行う。（県分）
被災した県有建築物の復旧のための技術支援	東日本大震災で被害を受けた県有建築物の速やかな復旧を図るため施設管理者に対し、被災度調査やその後の計画策定・設計・工事の各段階で、必要に応じ技術的な立場で支援を行う。
被災住宅相談支援事業	市町村が開設する窓口等で、県職員や建築士等が、被災住宅の応急危険度判定の結果や補強・修繕の方法等について技術的な助言や現地調査を実施し、被災者を支援する。
高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	避難所に専門職種を派遣し、高齢者の相談・生活支援を行うとともに、高齢者等サポート拠点を設置し、ディサービス、訪問介護・看護、生活相談、交流スペース設置等のサービスを提供する。
スクールカウンセラー等緊急派遣事業	東日本大震災により被災、又は原子力災害により避難した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言、医療機関等との連携・調整など様々な課題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する。
自殺対策緊急強化基金事業	相談支援体制の整備や人材育成、自殺対策に関する民間の活動支援等により、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげる。
ハートウォームプラン	スクールカウンセラー等の配置による教育相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、地域社会が連携して生徒指導にあたる各種事業を総合的に展開し、問題行動の未然防止と早期解決を図る。
アウトリーチ推進事業	被災した相双地域に医師、看護師、精神保健福祉士、相談支援事業者、ピアサポーター等によって構成される多職種支援チームを配置し、精神科医療の充実を図る。
被災者の心のケア事業	中長期的に被災者の心のケアを行うために必要な人材を県外から受け入れる。
子どもの心のケア事業	被災した児童及びその保護者、支援者等に対する各種支援活動の充実と、各活動間のより一層の連携を図り、ストレスを抱えた子どもに対して長期的、継続的なケアを行う。
被災乳幼児と家族の心のケア事業	不安やストレスを抱えた乳幼児やその家族に対して、心の安定を図るため市町村の母子保健事業を通じて適切な時期に的確に支援を行う。

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
一部損壊した住宅を補修するための補助事業	一部損壊住宅の補修に関して補助する。（市町村事業）
避難地域等のコミュニティ再生を支援するための事業	仮設住宅等と地元町内会等による交流事業や避難者がふるさとに帰った後に地域コミュニティ再生のために実施する事業に対して助成を行う。
仮設住宅の居住環境調査と再利用手法調査（産学官連携事業）	産学官連携により、仮設住宅の居住環境を維持するための調査活動と仮設住宅を再利用した復興住宅建設のための調査を実施する。

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

② 生活基盤・産業インフラの復旧

○地震・津波により甚大な被害を受けた生活基盤・産業インフラの早期復旧、農地などの除塩を進めるとともに、災害廃棄物（がれき）の円滑な処理を支援する。

○警戒区域等で立入りできない区域については、区域の見直しに伴い、帰還する住民の安全な生活基盤を確保するた、インフラの早期復旧に努める。

	具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
			H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア)	河川・海岸の堤防及び排水機場などの応急復旧	県 市町村	■						○港湾維持管理事業 ○河川海岸維持管理事業
	小名浜港の復旧	国	■	■					○公共土木施設等災害復旧事業（港湾） ○港湾機能施設災害復旧事業（小名浜港） ○直轄港湾災害復旧事業
	相馬港の復旧	国	■	■					○公共土木施設等災害復旧事業（港湾） ○港湾機能施設災害復旧事業（相馬港） ○直轄港湾災害復旧事業
	生活の基盤となるインフラの早期復旧（道路、橋りょう、下水道、公園など）	県 市町村	■						○公共土木施設等災害復旧事業 ○災害復旧事業（県単）
	生活の基盤となるインフラの早期復旧（海岸堤防など）	県			■				○公共土木施設等災害復旧事業 ○海岸災害関連事業（港湾・漁港・海岸）
	生活の基盤となるインフラの早期整備（砂防、地すべり、急傾斜）	県 市町村	▶						○緊急砂防等災害関連費 ○補助事業（砂防）
(イ)	生活の基盤となるインフラの復旧（農地、林地、農林道、ダム、ため池など）	県 市町村	■						○農地・農業用施設災害復旧事業 ○治山事業 ○治山施設災害復旧事業 ○林道災害復旧事業 ○災害関連山村環境施設復旧事業
	産業関連インフラの復旧（農業・林業施設）	県	■						○農地・農業用施設災害復旧事業 ○海岸災害復旧事業 ○災害関連事業等 ●木材加工流通施設の復旧を行う事業
	産業関連インフラの復旧（工業用水）	県	■						○災害復旧等公共事業
	産業関連インフラの復旧（漁港・市場・養殖場）	県 市町 漁協	■	■					○公共土木施設等災害復旧事業（漁港） ○漁港施設機能強化事業 ○水産業共同利用施設復旧支援事業
	産業関連インフラの復旧（海岸防災林）	県	■	■					○治山事業（防災林造成）
	農地の除塩対策の推進	県 市町村	■						●農地を除塩するための事業
(ウ)	災害廃棄物（がれき）の処理の支援	国	■						○漁場復旧対策支援事業 ○大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定
(エ)	消防施設、廃棄物処理、汚泥処理施設、火葬場などの早期復旧の支援	国 広域市町 村圏	▶						○消防防災施設（設備）災害復旧事業
(オ)	警戒区域等における区域の見直しに伴うインフラの復旧	国 県 市町村	■	■	■	■	■	■	○公共土木施設等災害復旧事業 ○公共土木施設等災害復旧事業（港湾） ○公共土木施設等災害復旧事業（漁港） ○海岸災害関連事業（漁港・海岸） ○治山事業（防災林造成）

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
港湾維持管理事業	東日本大震災により被災した港湾施設の応急対策を行う。(自衛隊対応)
河川海岸維持管理費	東日本大震災により被災した河川の応急対策を行う。(自衛隊対応)
公共土木施設等災害復旧事業(港湾)	東日本大震災により被災した港湾施設の災害復旧を行う。
港湾機能施設災害復旧事業(小名浜港)	東日本大震災により被災した小名浜港の、野積場、荷役機械、上屋等の災害復旧を行う。
直轄港湾災害復旧事業	東日本大震災により被災した港湾施設の災害復旧を行う。
港湾機能施設災害復旧事業(相馬港)	東日本大震災により被災した相馬港の、野積場、荷役機械、上屋等の災害復旧を行う。
公共土木施設等災害復旧事業	被災した公共土木施設、海岸保全施設、農地・農業用施設の災害復旧を行う。
災害復旧事業(県単)	被災した公共土木施設、海岸保全施設、農地・農業用施設の災害復旧を行う。
海岸災害関連事業(港湾・漁港・海岸)	東日本大震災により被災した海岸の復旧に併せて堤防嵩上げ等の施設改良を行う。
緊急砂防等災害関連費	東日本大震災により発生した土砂災害(地すべり、急傾斜、がけ地)に対して緊急的対策工事を行う。
補助事業(砂防)	東日本大震災により発生した土砂災害(地すべり)に対して緊急的対策工事を行う。
災害復旧等公共事業	被災した工業用水路施設の災害復旧を行う。
農地・農業用施設災害復旧事業	被災した農業用施設、海岸保全施設、農業集落排水施設、生活環境施設等を復旧する。
治山事業	被災した林地荒廃箇所・津波被災保安林等を復旧する。
治山施設災害復旧事業	被災した治山施設・林地荒廃箇所・津波被災保安林等の復旧する。
林道災害復旧事業	市町村等が管理する林道施設について、被災箇所の復旧事業を実施する。
災害関連山村環境施設復旧事業	市町村等が管理する森林公園、林業集落排水施設等について、被災箇所の復旧事業を実施する。
海岸災害復旧事業	被災した農業用施設、海岸保全施設、農業集落排水施設、生活環境施設等を復旧する。
災害関連事業等	被災した農業用施設、海岸保全施設、農業集落排水施設、生活環境施設等を復旧する。
公共土木施設等災害復旧事業(漁港)	東日本大震災により被災した漁港施設の災害復旧を行う。
漁港施設機能強化事業	東日本大震災により被災した漁港施設の災害復旧と連携した水産基盤の復旧復興対策を行う。
水産業共同利用施設復旧支援事業	水産業共同利用施設の早期復旧に必要な不可欠な機器等の整備に要する経費に対して補助する。
漁場復旧対策支援事業	津波によるがれきや車等が漁場に堆積し、漁場の生産力が著しく低下・喪失していることから、漁場機能の再生・回復を図るため、がれきや漂流物の回収などに取り組む漁業者に対して支援する。
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	福島県と社団法人福島県産業廃棄物協会との間で、大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関し、協定を結び、市町村および一部事務組合が行う災害廃棄物の撤去等の支援を行う。
消防防災施設(設備)災害復旧事業	東日本大震災により被災した消防防災施設(設備)の災害復旧を行う。(国補助事業)

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
木材加工流通施設の復旧を行う事業	被災した木材加工流通施設の復旧整備を支援する。
農地を除塩するための事業	津波で被災した農地の塩分を除去する。

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

③ 被災者の緊急的な雇用の確保と被災事業者の再開支援

- 応急復旧業務や緊急雇用創出基金活用等により、可能な限り被災者の就業の場の確保に努める。
 ○ 地域の企業が早期に事業再開できるような支援を行うとともに、県外への企業流出防止するための制度の構築を図る。
 ○ 農林漁業者の支援、農業法人経営再開の支援を行う。

具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 被災者の緊急的な雇用確保	県 市町村 団体等							<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急雇用創出基金事業 ○ ふるさとふくしま巡回就職相談事業 ○ 耕作放棄地再生モデル事業 ○ 漁場復旧対策支援事業
被災事業者への資金的な支援	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業制度資金貸付金 ○ 震災対策特別資金・ふくしま復興特別資金利子補給事業 ○ 中小企業等復旧・復興支援事業 ○ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
被災事業者の本格的な事業再開までの人材確保や雇用維持等を支援	県 市町村 団体等							<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急雇用創出基金事業 ○ ふるさと福島Fターン就職支援事業
全国規模の展示会等に出展する中小企業に対し、経費の一部を補助	県							○ 中小企業復興支援事業
(イ) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等から移転を余儀なくされている中小企業等に対する貸付	県							○ 特定地域中小企業特別資金
被災した中小企業に対する技術的助言やサポート	県							○ ものづくり復興支援事業
県内製造業の支援拠点の復旧	県							○ ものづくり企業支援設備復旧事業
県外への企業流出防止のための制度構築	県							<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特区、地域再生特別法の制定 ○ 工場用地や空き工場を紹介するための事業 ○ 中小企業等復旧・復興支援事業 ○ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業
農業収入が減少している農業者に対する営農資金の実質的な無利子貸付	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業近代化資金融通対策事業 ○ 農家経営安定資金融通対策事業 ○ 農家経営負担軽減支援資金等融通対策事業
(ウ) 被災を受けた農林漁業者の経営継続及び農林漁業組合の事業継続に必要な資金の無利子貸付	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災漁業経営対策資金貸付事業・同資金利子補給事業 ● 当面の所得を確保するための対策 ● 避難農業者の一時就農等を支援するための事業
被災した水産業共同利用施設の復旧	県							○ 経営構造改善事業
共同利用に供する漁船建造を支援し、早急な漁業生産活動の継続・再開支援	県							○ 共同利用漁船等復旧支援対策事業
(エ) 農業法人などの経営再建のための雇用の確保の促進	県							<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災農家経営再開支援事業 ○ 特色ある園芸産地育成実証事業

1 緊急の対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

○予算が確定または計上している事業

主要事業の概要	
主要事業	概要
緊急雇用創出基金事業	東日本大震災による被災者等を対象に雇用を創出し、ふくしまの再生・復興を図る。
ふるさとふくしま巡回就職相談事業	ふるさと雇用再生特別基金を活用し、被災者等が自立した生活を取り戻すことを支援するため、県内外の仮設住宅等を巡回し、きめ細かな就職相談や職業紹介を実施する。
耕作放棄地再生モデル事業 (緊急雇用創出基金事業)	耕作放棄地の再整備や土壌改良、地域振興作物の栽培等を行う業務を被災者を含む失業者を新たに雇用して実施する場合、その業務を委託することで、被災者の雇用の場を確保する。
漁場復旧対策支援事業	漁業者グループが行う漁場でのガレキ撤去に対し補助する。県が重機等を使用し、漁場に堆積したガレキの撤去を行う。
中小企業制度資金貸付金	東日本大震災及び原子力災害により被害を受けている中小企業者を支援するために創設した「ふくしま復興特別資金」及び「震災対策特別資金」の融資枠を増額する。
震災対策特別資金・ふくしま復興特別資金利子補給事業	東日本大震災により被災した中小企業者が、「震災対策特別資金」や新たに創設する「ふくしま復興特別資金」(融資枠200億円)を借り入れる場合、平成25年度まで実質的に無利子となるよう利子補給を行う。
中小企業等復旧・復興支援事業	東日本大震災により被災した中小企業等が、事業を再開・継続する際に要する経費に対して補助する。
中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業	東日本大震災及び福島第一原発事故により甚大な被害を受けた県内産業の復旧・復興を効率的に促進するため、中小企業等グループによる一体的な復旧・復興事業に対し、経費の一部を補助する。
ふるさと福島Fターン就職支援事業	被災者等求職者にきめ細かな就職相談や職業紹介を行い、就職を支援する。
中小企業復興支援事業	県内中小企業の受注回復や取引拡大の取組みを支援するため、全国規模の展示会等に出展する中小企業に対して、経費の一部を補助する。
特定地域中小企業特別資金	原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等から移転を余儀なくされる中小企業等に対し、移転に必要な資金と移転先において事業を継続・再開するために必要な事業資金について、公益財団法人福島県産業振興センターを通じて、3,000万円を限度に無利子・無担保、償還期間20年(うち据置5年)で貸し付ける。
ものづくり復興支援事業	東日本大震災及び福島第一原発事故により被災した中小企業に対して技術的助言やサポートを行う。
ものづくり企業支援設備復旧事業	東日本大震災により破損したハイテクプラザの設備等の点検調整、修繕等を行う。
工場用地や空き工場を紹介するための事業	産業用地、空き工場等の情報提供等により被災企業の県内での事業再開を支援する。
農業近代化資金融通対策事業	東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して施設等の復旧等に要する資金を低利あるいは無利子で融通する。
農家経営安定資金融通対策事業	東日本大震災及び原子力事故により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を図るため、低利あるいは無利子の資金を融通する。
農業経営負担軽減支援資金等融通対策事業	農業経営の改善に取り組む農業者の既往負債の負担を軽減するため、負債整理のための資金を融通する。
東日本大震災漁業経営対策資金貸付事業・同資金利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・震災などにより焼失した漁具・設備などの購入や経営維持のために必要な資金を融通する。 ・経営に必要な資金を低利で融資するために利子補給を行う。 ・漁業者が必要とする漁業資材の購入、市場開設漁協が必要とする販売精算資金の需要に応じるため低利の短期資金を融通する。
経営構造改善事業	漁協等が行う市場等の共同利用施設及び機器の整備に対して補助する。
共同利用漁船等復旧支援対策事業	漁協等が行う漁業者の共同利用に供する漁船建造費、漁具購入費に補助を行う。
被災農家経営再開支援事業	復旧作業を行う農業者に対して、復興組合(仮称)等を通じてその活動に応じた経営再開支援金を支払う。
特色ある園芸産地育成実証事業	避難住民等を雇用して行う園芸品目等の実証事業を農業法人等に委託する。(緊急雇用創出基金事業)

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

●今後検討する事業例

主要事業の概要	
主要事業	概要
当面の所得を確保するための対策	甚大な被害を受けた農業者が、本格的な営農再開までの間、当面の所得確保対策（簡易パイプハウス栽培等）に必要な経費を補助する。（補助率10/10）
避難農業者の一時就農等を支援するための事業	避難農業者が避難先において農業への意欲を失わないよう、避難先での一時就農を支援する。（補助率10/10）

1 緊急的対応 (1) 応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援

④ 教育・医療・福祉の維持確保

- 被災した学校施設、福祉施設、生涯学習施設の早期復旧を進める。
- サテライト校の設置や、避難した児童生徒を受け入れた小中学校の教員の増員を図る。
- スクールカウンセラーなどによる子どもたちの心のケアに配慮する。
- 医師や医療従事者の確保などを継続して行う。特に、浜通りの医療の確保に努める。
- 被災した障がい者の福祉サービス体制の整備を図る。
- 仮設住宅における被災者の心身の保持・増進に努める。

具体的取り組み	事業主体	年次計画						主要事業
		H23	H24	H25	H26	H27	H28~H32	
(ア) 被災した学校施設・福祉施設等の応急復旧	県 市町村	■	■	■	■	■	■	○県立学校施設等災害復旧事業 ○私立学校設備整備事業 ○社会福祉施設等災害復旧事業 ○県立学校施設応急仮設校舎等設置事業
被災したアクアマリンふくしまを始めとした生涯学習施設等の早期再開	県	■	■	■	■	■	■	○ふくしま海洋科学館災害復旧事業 ○社会教育施設災害復旧事業 ○文化センター災害復旧事業
サテライト校の設置や運営に対する支援	県	(警戒区域等の見直しの状況による)						○県立学校施設応急仮設校舎等設置事業 ○サテライト校支援事業
避難児童、生徒受け入れ学校の教員の増員	県	■	■	■	■	■	■	●各学校に適した教員の配置
(イ) 被災した子どもたちの就学環境等を確保するための財政支援	県 市町村	■	■	■	■	■	■	○高校等奨学資金貸付事業 ○被災児童生徒等就学支援事業 ○被災児童生徒等臨時特例就学支援事業 ○高校生通学支援事業
災害により、避難し経済的に困窮している世帯の生徒等が私立学校へ就学するための授業料の補助	県	■	■	■	■	■	■	○私立学校被災児童生徒等就学支援事業
東日本大震災により被災した看護学生の経済的支援を行うため、修学資金を貸与する。	県	■	■	■	■	■	■	○保健師等修学資金
(ウ) スクールカウンセラーの活動による心のケアや地域ぐるみの見守り活動の支援	県	■	■	■	■	■	■	○ハートウォームプラン ○子どもの心のケア事業 ○被災乳幼児と家族の心のケア事業
(エ) 医師や医療従事者の確保と医療機関の機能回復	県	■	■	■	■	■	■	○地域医療支援センター運営事業 ○仮設診療所等整備事業 ○ふくしま医療人材確保事業 ○ナースバンク事業 ●薬剤師の確保と薬局機能の回復を支援するための事業
浜通り地方の医療体制の早急な復旧	県	■	■	■	■	■	■	○医療施設災害復旧事業 ●浜通り地方の地域医療を再生するための事業
(オ) 被災した障がい者の生活支援の充実・強化と福祉サービス提供体制の整備	県	■	■	■	■	■	■	○障害者自立支援対策臨時特例基金事業 ○精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 ○子どもの発達支援事業
(カ) 仮設住宅群への診療所や居宅介護サービスの設置、心のケア、健康管理	県	■	■	■	■	■	■	○高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業 ○震災遺児等家庭相談支援事業 ○仮設住宅等の被災者に対する健康支援活動 ○仮設診療所等整備事業

